

令和7年度 甲佐町提案型事業補助金 募集要領

～みなさんが考えるまちづくり活動を応援します！～

1 提案型事業補助金とは？

「本町の課題解決のため、住民独自のアイデアに基づき、住民が主体的に実施する」様々な公益的な事業（※）を応援する制度です。

住民の連携を広げていくような、みなさんの自由な発想と視点を甲佐町のまちづくりに生かした事業の提案を歓迎します。

やる気のある団体が独自の取り組みを推進し、知恵と工夫にあふれた「甲佐町のまちづくり」に役立つ事業について、その事業費の一部を町が補助し、努力やチャレンジを応援します。

自分たちの視点・自分たちの力で色んなまちづくりを創発し、実践してみませんか？

（※）公益的な事業とは、特定の個人やグループの利益ではなく、広く社会全体、不特定多数の利益にかなう事業のことです。

2 事業テーマ・補助額等

（1）種別

① 住民提案型事業

住民団体が自主・自発的に行う甲佐町のまちづくりに役立つ公益的な事業

② 行政提案型事業

甲佐町が設定した、特に住民と連携し複数年度に渡って取り組むべきテーマに沿って提案された公益的な事業

（2）令和7年度の事業テーマ

① 住民提案型事業

（補助上限額）30万円

（補助率）10分の9

（テーマの例）

- ・お仕事体験イベント（町のいろいろなお仕事が体験できるイベント）
- ・子どもから大人までたくさんの人が楽しめる音楽祭
- ・みんなで楽しむスポーツプロジェクト
- ・パパ・ママと楽しむ体験フェア

② 行政提案型事業

(テーマ1) 中心市街地活性化に向けた取組み

(担当課) 地域振興課

(補助上限額) 50万円(※)

(補助率) 補助対象経費が10万円以下の場合 10分の10
補助対象経費が10万円を超える場合 10分の9

(テーマ2) 町文化財を活用した甲佐町の魅力活性化事業

(担当課) 社会教育課

(補助上限額) 50万円(※)

(補助率) 補助対象経費が10万円以下の場合 10分の10
補助対象経費が10万円を超える場合 10分の9

※補助金の額は、「総事業費から事業収入を差し引いた額以内」となります。

(例) 総事業費(補助対象)が50万円、事業収入が10万円ある場合

・総事業費に補助率をかけると、以下の①の額となります

$$50\text{万円} \times 9/10 = 45\text{万円} \dots \text{①}$$

但し、補助金額は「総事業費から事業収入を差し引いた額以内」となることから、
この場合の補助金額は、以下の②の額となります。

$$50\text{万円} - 10\text{万円(事業収入)} = 40\text{万円} \dots \text{②}$$

(3) 補助対象事業(次の①～④を全て満たすもの)

- ①甲佐町第7次総合計画の趣旨に沿った事業であること。
- ②団体が新規に自主的・主体的に企画、実施する事業であること。
- ③町内で実施される事業であること。
- ④住民の福祉の向上及び住民の利益につながる事業であること。

※上記にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業とはなりません。

- ①政治、宗教及び選挙活動にかかわる事業
- ②町の他の補助金等を受けている事業
- ③特定の個人や団体のみ利益や営利を目的とする事業
- ④限定された地域における祭りや交流行事、親睦会的なイベント
- ⑤構成員等の親睦を主な目的として実施する事業
- ⑥暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体と関係するもの
- ⑦公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業
- ⑧法令に違反する事業
- ⑨その他町長が適当でないと認める事業

(4) 補助対象団体（次の①～⑨のいずれにも該当する団体）

- ①町内に活動場所又は事務所を有すること。
- ②3人以上の団体で、代表者及び構成員の半数以上が、町内に住所、勤務先を有するものであること。
- ③公益活動を行い、または行おうとしていること。
- ④組織運営に関する定款、会則等を定めていること。
- ⑤団体の代表者が明らかであること。
- ⑥事業を的確に遂行できる能力を有しており、継続して活動を行う意思がある団体であること。
- ⑦団体又はその代表者が、町税等を滞納していないこと。
- ⑧甲佐町暴力団排除条例（平成23年条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

※上記にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象団体となりません。

- ①宗教的活動又は政治的活動を主たる目的として設置された団体
- ②公序良俗に反すると認められる団体
- ③町及び町が補助金を交付している団体等から本要綱制定時において他の補助金等を交付されている団体
- ④行政区
- ⑤地区
- ⑥行政区又は地区を複合した団体
- ⑦行政区又は地区単位等で構成される任意団体

(5) 補助対象経費

《対象となる経費》

費目	内容
報償費	外部講師、外部専門家への謝礼等
旅費	事業実施のための交通費、通行料金等
需用費	消耗品費（事務用品、材料費、資材の購入費等）、印刷製本費（チラシ、ポスター、写真の作成等）、燃料費（灯油、ガソリン等）、光熱水費（事業に直接必要な経費。団体の事務所等の管理運営に要するものを除く。）食糧費（講師等へのお茶代等。）
役務費	通信運搬費（郵便料、宅配料等）、広告料、保険料（行事、ボランティア保険料）
委託料	専門的知識や技術を要する外部に委託した費用
使用料 及び賃借料	機器類等の賃借料、会場使用料
その他	町長が事業実施に必要と認める経費

《対象とならない経費》

- ①人件費
- ②商品券等の金券の購入代金
- ③家賃（敷金又は礼金等を含む。）
- ④土地の取得、造成又は補償に関する経費
- ⑤補助対象団体の経常的運営に関する経費
- ⑥備品購入費
- ⑦領収書等により用途を明確に証明することができない経費
- ⑧補助対象事業の実施に直接的に関連しない経費
- ⑨事業効果に相応な事業費を超える経費等、必要性が低いと判断される経費
- ⑩基金等への積立に係る経費
- ⑪調査又は研究に係る経費
- ⑫その他町長が適当でないと認める経費

※経費については、別紙「経費一覧」「標準単価表」をご確認ください。

3 申請の流れ



(1) 申請期間

令和 7年 6月 2日（月）～ 令和 7年 7月 4日（金）17時

(2) 申請書類

申請にあたり必要となる以下の書類については、町ホームページからダウンロードできます。

※審査に際し必要がある場合は、他の書類の追加提出をお願いすることがあります。

- ①団体概要書（別紙1）
- ②構成員名簿（別紙2）
- ③企画書（別紙3）
- ④収支予算書（別紙4）
- ⑤同意書兼誓約書（別紙5）
- ⑥その他町長が必要と認める書類

4 審査方法

(1) 審査

審査委員会を設置し、審査を行います。

(2) 審査基準

① 公益性

- 広く甲佐町に開かれた事業であること。
事業あるいはこの補助金の主たる受益者が、応募団体の構成員や特定の人だけに偏っていないこと(仲間内の活動など、「私益」「共益」にあたるものではないこと。)
- 事業の効果が不特定多数の住民に広く及ぶこと(サービス対象者だけでなく、他の住民、社会全体への「広がり」や「波及効果」が認められること。)

② 事業の目的及び効果

- 事業の目的と効果(事業を通じて甲佐町がどのようになると良いと思っているか、甲佐町のまちづくりにどんな効果があるのか)が明確か
- 広く住民から共感が得られ、応援したくなるような内容のものか

③ 事業の実現性

- 実現可能な体制、実施方法、スケジュール、予算等の事業計画を立ててあるか

④ 期待度

- 発想、着眼点、手法など住民ならではの先駆性や独創性、工夫があり、今後の展開に期待が持てる事業か
- 今後、継続し定着させていく事業か

⑤ 自立性

- 補助金だけに頼らない資金確保に努めているか
- 自立性を高めるため、一般住民や他の住民団体、企業などとのネットワークを広げ、連携し、巻き込んでいく視点があるか

⑥ 団体の適正性

- 運営が閉鎖的でなく、広く住民に開かれた組織か
- 申請する事業を行うにあたって、適正な規模内容を保有しているか
- 事業規模に見合った自己負担能力を有しているか

※審査基準等審査に関する事務、事業の審査については審査委員会が行います

(3) 審査基準

提出書類（必要に応じて、面接・プレゼンテーション）を評価、審査します。採点結果が総点数の6割を満たさない場合は不採択となります。複数応募がある場合は、採点結果が総点数の6割以上の事業のうち、予算の範囲内において、点数の高い順に採択されます。また、予算の範囲内において、補助上限額を下回る場合があります。

※面接やプレゼンテーションについては、指定の日時にご出席いただく必要があります。

※審査結果に基づき、甲佐町が補助金予定額等の内示を通知します。

※助成金額の減額や条件を付す場合があります。